平成２５年（フ）第５９号
長野県中野市大字江部1407番地14　いずみ荘２号
債務者　齊藤よし江
1　決定年月日時　平成25年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで　長野地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第３９号
長野県上田市上田1873番地20
債務者　塚田　啓介
1　決定年月日時　平成25年５月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで　長野地方裁判所上田支部

平成２５年（フ）第４５号
長野県千曲市粟佐1283―１　サンレミＩ201号、住民票上の住所長野県千曲市大字生萱11番地２
債務者　久保　　学
1　決定年月日時　平成25年５月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで　長野地方裁判所上田支部

平成２５年（フ）第１１３号
岐阜市柳津町丸野２丁目125番地２　ハイツ飯沼３号室
債務者　武仲　法子（旧姓梅田）
1　決定年月日時　平成25年５月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで　岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第５号
静岡県御前崎市池新田2994番地の１
債務者　山口　勝義
1　決定年月日時　平成25年５月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで　静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２５年（フ）第５２２号
名古屋市港区船頭場２丁目519番地
債務者　横澤　和也
1　決定年月日時　平成25年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第６８号
三重県松阪市小野江町569番地　パークテラス206、前住所三重県津市一志町みのりヶ丘115番地197
債務者　村田　時子
1　決定年月日時　平成25年５月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで　津地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第２９号
三重県伊賀市柘植町2411番地173、住民票上の住所三重県伊賀市島ヶ原12141番地
債務者　川上　正隆
1　決定年月日時　平成25年５月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで　津地方裁判所伊賀支部

平成２５年（フ）第３１号
三重県名張市安部田446番地６
債務者　神矢ひろ子（旧姓谷村）
1　決定年月日時　平成25年５月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで　津地方裁判所伊賀支部

平成２５年（フ）第３２号
三重県伊賀市上神戸4353番地の289
債務者　本多　克成
1　決定年月日時　平成25年５月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで　津地方裁判所伊賀支部

平成２５年（フ）第５号
滋賀県彦根市高宮町1362番地２センチュリーマンション103号、前住所滋賀県長浜市神照町342番地１
債務者　藤田　　剛
1　決定年月日時　平成25年５月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで　大津地方裁判所彦根支部

平成２５年（フ）第３４号
滋賀県近江八幡市末広町320番地１　２―202号
債務者　福井　宏貴
1　決定年月日時　平成25年５月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで　大津地方裁判所彦根支部

平成２５年（フ）第３７号
滋賀県彦根市平田町80番地　106号
債務者　武田　尚也
1　決定年月日時　平成25年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで　大津地方裁判所彦根支部

平成２５年（フ）第４２号
滋賀県愛知郡愛荘町長野2113番地５ハイブリッジハイツⅡ103号、前住所滋賀県愛知郡愛荘町愛知川1140番地69
債務者　細尾加代子
1　決定年月日時　平成25年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで　大津地方裁判所彦根支部

平成２５年（フ）第１１３号
奈良県生駒市本町11番26号　本町マンション201
債務者　日髙　榮子
1　決定年月日時　平成25年５月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで　奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第１２６号
奈良県大和郡山市番条町１番地１　県住19―304
債務者　前川　幸枝
1　決定年月日時　平成25年５月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで　奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第２６８号
広島市安佐南区八木３丁目11番30―203号
債務者　村上　哲夫
1　決定年月日時　平成25年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで　広島地方裁判所民事第４部